



障がいの ある人の 福祉 ガイドブック

相談窓口

障がい手帳

等級表

障害福祉

介護保険

医療

手当

年金

税金

交通関係

補装具

日常生活用具

住宅

生活訓練

職業訓練など

その他の福祉

制度一覧表

各種関係団体

事業所等

2026年度(令和8年度)版



加賀市

障がいの表記について

(1) 「障がい」の表記を用いることについて

加賀市では障がいのある人の思いを大切に、地域の方々の「障がい」と「障がいのある人」に対する理解を深めていくため、マイナスのイメージのある「障害」の表記を公文書、広報等において可能なものから「障がい」と表記します。

(2) 表記の基準について

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。

ただし、次に掲げる場合は「障害」と漢字で表記します。

[法令名]

障害者基本法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法 など

[法定の制度の名称]

身体障害者手帳、障害福祉サービス など

[機関の名称などの固有名詞]

石川県視覚障害者協会、加賀市聴力障害者福祉協会 など

[医学用語等の専門用語として漢字が適当な場合]

心臓機能障害 など

[人の状態ではない場合]

障害物、電波障害 など

じりつの表記について

「自立：他の援助や支配を受けずに、自分の力で身を立てること。ひとりだち」と「自律：自分で自分の行為を規制すること。外部の制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」の2つの意味を込めて、「じりつ」と表記します。